

第59期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面に記載していない事項)

連結計算書類の連結注記表

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

計算書類の個別注記表

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社南大阪電子計算センター
株式会社シナジー

なお、株式会社シナジーは、2022年7月14日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、9月30日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

b. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

c. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料 総平均法による原価法

仕掛品 個別法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- a. 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、契約期間を耐用年数としております。
主な減価償却資産の耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 10～50年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～15年 |
- b. 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
市場販売目的のソフトウェア 販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法
- c. リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- d. 長期前払費用 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

- a. 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- b. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する部分を計上しております。
- c. 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

a. 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、いずれの取引も契約に基づき履行義務の充足前に契約負債として前受金を受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね2か月以内に取引の対価を受領しており、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

イ. サービス利用料（定常収入）

流通クラウド事業、官公庁クラウド事業、トラスト事業においては、各種クラウドサービスを提供しております。

これらのサービスは、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、サービス利用料のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

ロ. 商品の販売（非定常収入）

モバイルネットワーク事業においては、和歌山県下にドコモショップ11店舗を運営しており、顧客に対してスマートフォン端末やアクセサリ等を販売しております。

このような商品の販売については、商品の引き渡し時点において履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

ハ. カスタマイズ・導入（非定常収入）

イ.に記載した流通クラウド事業、官公庁クラウド事業及びトラスト事業において提供する各種クラウドサービスについて、顧客のニーズに合わせたカスタマイズ開発及びクラウドサービス利用開始時の各種設定等の導入支援サービスを提供しております。

当該履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、見積原価総額に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

二. 工事契約（非定常収入）

官公庁クラウド事業において、防災行政無線システムをはじめとする通信システムの施工、河川砂防観測設備等の工事を行っております。

当該履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、見積原価総額に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

b. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

⑤ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ ヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

金利スワップ 借入金の利息

c. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

d. ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

その効果が発現すると見積もられる期間（5年以内）の定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益

を認識することとしております。これにより、顧客に対してシステムの導入及びカスタマイズ等を行う契約及び工事契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、それ以外のものについては工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事及びソフトウェア開発完了時に収益を認識することとしております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」及び「契約資産」として表示し、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「前受金」及び「前受収益」の一部、並びに「固定負債」の「その他」に含めて表示していた「長期前受収益」は、当連結会計年度より「契約負債」として表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、契約資産は960百万円増加し、契約負債は525百万円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は239百万円増加し、売上原価は163百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ76百万円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は35百万円増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3.表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 684百万円

(注) 上記の金額は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識するものうち、当連結会計年度末時点で進捗度が100%未満の履行義務に係る売上高の金額であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、顧客に対してシステムの導入及びカスタマイズ等を行う契約（以下、「件名」という。）を締結しており、当該件名に係る履行義務は、一定の期間にわたり充足されるものと判断されることから、期間がごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。

進捗度に基づく売上の計上には、件名が完成するまでの工数を積算した見積原価総額の算定が必要であります。仕様や工期が件名ごとに異なる個別性を有しており、作業を進める中で仕様変更や予期せぬ事象の発生により原価総額の見積りに変動が生じた場合、進捗度の算定に影響が生じる可能性があり、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 3,421百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「9. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

	当 期 首 残 高	増 加	減 少	当 期 末 残 高
	株	株	株	株
普通株式	10,557,972	762,203	—	11,320,175
合 計	10,557,972	762,203	—	11,320,175

(変動事由の概要)

モバイル・メディア・リンク株式会社との簡易株式交換に伴う新株発行による増加 360,000株
 株式会社ケイオープランとの簡易株式交換に伴う新株発行による増加 389,760株
 譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加 10,043株
 新株予約権の権利行使による増加 2,400株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 期 首 残 高	増 加	減 少	当 期 末 残 高
	株	株	株	株
普通株式	215,420	647	—	216,067
合 計	215,420	647	—	216,067

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式の無償取得による増加 647株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2022年3月29日開催の第58期定時株主総会において次のとおり決議されました。

株式の種類	普通株式
配当の総額	124百万円
1株当たり配当金	12円00銭
基 準 日	2021年12月31日
効力発生日	2022年3月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年3月28日開催予定の第59期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当の総額	144百万円
1株当たり配当金	13円00銭
基 準 日	2022年12月31日
効力発生日	2023年3月29日

(4) 新株予約権等に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第1回株式報酬型新株予約権	普通株式	13,600株
第2回株式報酬型新株予約権	普通株式	20,600株
第3回株式報酬型新株予約権	普通株式	18,400株
第4回株式報酬型新株予約権	普通株式	18,400株
第5回株式報酬型新株予約権	普通株式	23,200株
第6回株式報酬型新株予約権	普通株式	36,000株
第7回株式報酬型新株予約権	普通株式	6,900株
株式会社サイバーリンクス 第1回新株予約権	普通株式	32,800株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については設備投資計画等に照らして、銀行等金融機関からの借入により行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金並びにリース債権及びリース投資資産は、取引先等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

社債は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に企業買収及び設備投資に係る資金調達であります。長期借入金のうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記（3）会計方針に関する事項 ⑥ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、取引開始時における信用調査、回収状況の継続的なモニタリングを実施しております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑤ 信用リスクの集中

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
① 売掛金	1,941	1,932	△8
② リース債権及びリース投資資産	242	235	△7
資 産 計	2,183	2,168	△15
① 社債（1年内償還予定社債を含む）	44	43	△0
② 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）	3,032	2,993	△38
負 債 計	3,076	3,037	△38

(*1) 「現金及び預金」、「買掛金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額
	百万円
非上場株式	14
出資金 (投資その他の資産「その他」)	0
合 計	14

(注) 1. デリバティブ取引に関する事項

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引：該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引：

金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)		時価 (百万円)	当該時価の 算定方法
				内1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	487	402	5	取引先金融機関から提示された価格等によっております。
合 計			487	402	5	

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	百万円	百万円	百万円	百万円
現金及び預金	2,258	—	—	—
売掛金	1,751	188	1	—
リース債権及びリース投資資産	102	139	—	—
合 計	4,112	327	1	—

3. 社債、長期借入金、リース債務及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
社 債	14	14	16	—	—	—
長期借入金	436	409	394	391	385	1,014
リース債務	30	30	17	—	—	—
合 計	481	454	427	391	385	1,014

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	1,932	—	1,932
リース債権及びリース投資資産	—	235	—	235
資産計	—	2,168	—	2,168
社債（1年内償還予定社債を含む）	—	43	—	43
長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）	—	2,993	—	2,993
負債計	—	3,037	—	3,037

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

売掛金の時価は、短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、回収期間が1年を超えるものについては、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、回収までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定社債を含む）

連結子会社が発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、固定金利のもの及び変動金利で金利スワップの特例処理の対象となっているものについては、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント				合計
	流通クラウド事業	官公庁クラウド事業	トラスト事業	モバイルネットワーク事業	
定常収入(注1)	百万円 3,587	百万円 2,686	百万円 37	百万円 452	百万円 6,763
非定常収入	696	2,455	10	2,144	5,307
顧客との契約から生じる収益	4,284	5,142	47	2,596	12,071
定常収入(注1)	—	153	—	—	153
非定常収入	—	—	—	—	—
その他の収益(注2)	—	153	—	—	153
外部顧客への売上高	4,284	5,296	47	2,596	12,225

(注) 1. 「定常収入」は、情報処理料や保守料等の継続的に得られる収入で、安定収益の拡大を目指す当社独自の管理指標であります。

2. 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	百万円 1,953	百万円 1,941
契約資産	554	960
契約負債	418	525

契約資産は、各種クラウドサービスにおけるカスタマイズ開発及び導入支援サービス、並びに工事契約について進捗度に基づき収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該カスタマイズ開発及び導入支援サービス、並びに工事契約に関する対価は、契約条件に従い、顧客による成果物の検収後に請求し、概ね2ヶ月以内に受領しております。

契約負債は、主に顧客から受け取った前受金や、継続してサービスの提供を行う場合における未履行のサービスに対して支払いを受けた対価であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、220百万円であります。

また、当連結会計年度の契約資産及び契約負債の増加は、いずれも主として企業結合により生じたものであります。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、流通クラウド事業、官公庁クラウド事業及びトラスト事業において提供するカスタマイズ開発及び導入支援サービス、並びに工事契約に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
	百万円
1年以内	642
1年超2年以内	248
2年超3年以内	163
3年超	184
合計	1,238

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	632円46銭
1株当たり当期純利益	87円35銭

11. 企業結合に関する注記

取得による企業結合
(株式会社シナジー)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社シナジー
事業の内容	文書管理システム等の自治体向けシステムの販売、設計、開発、導入支援、アウトソーシング

② 企業結合を行った主な理由

株式会社シナジー（以下、「シナジー」という。）は、自治体向け文書管理システム「ActiveCity」を主力としており、同システムの性能的・価格的な優位性や、営業面における充実した販売代理店網等を背景に、全国規模での導入実績を上げております。「ActiveCity」は、自治体DXが推進される中で今後急速に拡大するとみられる自治体の文書管理システム市場をターゲットとするサービスであります。

シナジーを子会社化し、官公庁クラウド事業におけるサービスの拡充及び全国への事業展開を加速させることにより、さらなる事業の拡大に繋がるものと判断し、株式取得を決定いたしました。

- ③ 企業結合日
2022年7月14日
なお、2022年9月30日をみなし取得日としております。
- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称
変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。
- (2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2022年9月30日をみなし取得日としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|----|--------|
| 取得の対価 | 現金 | 150百万円 |
| 取得原価 | | 150百万円 |
- (4) 主な取得費用の内訳及び金額
- | | |
|-----------|-------|
| アドバイザー費用等 | 31百万円 |
|-----------|-------|
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれん
1,113百万円
なお、上記の金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。
- ② 発生原因
取得原価が企業結合時の時価純資産を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。
- ③ 償却方法及び償却期間
5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	601	百万円
固定資産	136	〃
資産合計	738	〃
流動負債	1,388	〃
固定負債	313	〃
負債合計	1,702	〃

(モバイル・メディア・リンク株式会社)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	モバイル・メディア・リンク株式会社
事業の内容	移動体通信機器の販売

② 企業結合を行った主な理由

当社は、和歌山県内にドコモショップ7店舗を運営しており、うち和歌山市エリアで2店舗運営しております。一方、モバイル・メディア・リンク株式会社（以下「MML」という。）は、和歌山市内にドコモショップ2店舗を運営しております。

株式会社NTTドコモから、オンラインとリアル店舗のハイブリッド型のチャンネル変革を進め、エリア毎のドコモショップを適切な店舗数・店舗規模に見直す方針が打ち出される中、当社は、和歌山県における強力な販売パートナーとして、より一層お客様に選んでいただける店舗づくりに取り組んでおります。

本企業結合により、和歌山市内エリアにおけるドコモショップ全10店舗のうち、4店舗が当社運営店舗となり、店舗シェアを拡大することで、エリアでの競争力の強化を図り、地域における「ICTサポート拠点」として地域社会のデジタル化の推進に貢献できると判断いたしました。

③ 企業結合日

2022年11月30日

④ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、MMLを株式交換完全子会社とする簡易株式交換

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

株式交換直前に所有していた議決権比率	17.24%
企業結合日に追加取得した議決権比率	82.76%
取得後の議決権比率	100.00%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社がMMLの議決権の100%を取得し、完全子会社化したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2022年12月1日から2022年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	株式交換直前に保有していたMMLの普通株式の企業結合日における時価	84百万円
	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	407 〃
取得原価		491百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

	当社 (株式交換完全親会社)	MML (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	750
株式交換により交付した株式数	普通株式：360,000株	

(注) 当社は、本株式交換により交付する株式数360,000株のすべてを新たに普通株式を発行することにより充当いたしました。

② 株式交換比率の算定方法

当社及びMMLから独立した第三者算定機関として株式会社ユニヴィスコンサルティングを選定して株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

(5) 主な取得費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等	2百万円
-----------	------

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

106百万円

② 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	228	百万円
固定資産	221	〃
資産合計	449	〃
流動負債	56	〃
固定負債	7	〃
負債合計	63	〃

(株式会社ケイオープラン)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ケイオープラン
事業の内容 移動体通信機器の販売

② 企業結合を行った主な理由

当社は、和歌山県内にドコモショップ7店舗を運営しております。一方、株式会社ケイオープラン（以下「ケイオープラン」という。）は、和歌山県南部にドコモショップ2店舗を運営しております。

当社は、株式会社NTTドコモから、エリア毎のドコモショップを適切な店舗数・店舗規模に見直す方針が打ち出される中、和歌山県における強力な販売パートナーとして、より一層お客様に選んでいただける店舗づくりに取り組んでおります。

本企業結合により、当社がこれまで販売拠点を有していなかった和歌山県南部にもドコモショップを有することとなり、和歌山県内全域でのドコモショップ運営を進めることができます。また、上記モバイル・メディア・リンク株式会社との取り組みとあわせて、和歌山県内のドコモショップ全23店舗のうち11店舗と約半数の店舗を当社が運営することになり、和歌山県内における店舗シェア拡大により株式会社NTTドコモのパートナーとしての地位をより一層強化し、県内全域における「ICTサポート拠点」として地域社会のデジタル化の推進に貢献できると判断いたしました。

③ 企業結合日
2022年11月30日

④ 企業結合の法的形式
当社を株式交換完全親会社とし、ケイオープランを株式交換完全子会社とする簡易株式交換

⑤ 結合後企業の名称
変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率
100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社がケイオープランの議決権の100%を取得し、完全子会社化したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間
2022年12月1日から2022年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	440百万円
取得原価		440百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

	当社 (株式交換完全親会社)	ケイオープラン (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	406
株式交換により交付した株式数	普通株式：389,760株	

(注) 当社は、本株式交換により交付する株式数389,760株のすべてを新たに普通株式を発行することにより充当いたしました。

② 株式交換比率の算定方法

当社及びケイオープランから独立した第三者算定機関として株式会社ユニヴィスコンサルティングを選定して株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

(5) 主な取得費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等 4百万円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

105百万円

② 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	304百万円
固定資産	90 〃
資産合計	395 〃
流動負債	57 〃
固定負債	2 〃
負債合計	60 〃

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業

企業の名称： 株式会社サイバーリンクス（当社）

事業の内容： 流通・官公庁向けクラウドサービス、トラストサービス及び移動体通信機器の販売

被結合企業

企業の名称： モバイル・メディア・リンク株式会社

事業の内容： 移動体通信機器の販売

企業の名称： 株式会社ケイオープラン

事業の内容： 移動体通信機器の販売

② 企業結合日

2022年12月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、モバイル・メディア・リンク株式会社及び株式会社ケイオープンをそれぞれ消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

モバイル・メディア・リンク株式会社及び株式会社ケイオープランを吸収合併することで、和歌山県内のドコモショップ全23店舗のうち11店舗と約半数の店舗を当社が運営することになり、和歌山県内における店舗シェア拡大により株式会社NTTドコモのパートナーとしての地位をより一層強化し、県内全域における「ICTサポート拠点」として地域社会のデジタル化の推進に貢献するためであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料 総平均法による原価法

仕掛品 個別法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、契約期間を耐用年数としております。

主な減価償却資産の耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～50年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

市場販売目的のソフトウェア

販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

リース取引に係るリース資産

産

④ 長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 貸倒引当金 | 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する部分を計上しております。 |
| ③ 受注損失引当金 | 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、いずれの取引も契約に基づき履行義務の充足前に契約負債として前受金を受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね2か月以内に取引の対価を受領しており、取引価格に重要な金融要素は含まれておりません。

- | | |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① サービス利用料（定常収入） | 流通クラウド事業、官公庁クラウド事業、トラスト事業においては、各種クラウドサービスを提供しております。
これらのサービスは、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。
なお、サービス利用料のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。 |
| ② 商品の販売（非定常収入） | モバイルネットワーク事業においては、和歌山県下にドコモショップ11店舗を運営しており、顧客に対してスマートフォン端末やアクセサリ等を販売しております。
このような商品の販売については、商品の引き渡し時点において履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。 |

③ カスタマイズ・導入 (非定常収入)

①に記載した流通クラウド事業、官公庁クラウド事業及びトラスト事業において提供する各種クラウドサービスについて、顧客のニーズに合わせたカスタマイズ開発及びクラウドサービス利用開始時の各種設定等の導入支援サービスを提供しております。

当該履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、見積原価総額に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

④ 工事契約 (非定常収入)

官公庁クラウド事業において、防災行政無線システムをはじめとする通信システムの施工、河川砂防観測設備等の工事を行っております。

当該履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、見積原価総額に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

- ④ ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

その効果が発現すると見積られる期間（５年以内）の定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、顧客に対してシステムの導入及びカスタマイズ等を行う契約及び工事契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、それ以外のものについては工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事及びソフトウェア開発完了時に収益を認識することとしております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」として表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「前受収益」の一部、並びに「固定負債」に表示していた「長期前受収益」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、契約資産は550百万円増加し、契約負債は279百万円増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は301百万円増加し、売上原価は219百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ81百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は3百万円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書関係

前事業年度において、独立掲記しておりました「店舗改装等支援金収入」は、重要性が低下したため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて記載することとしております。

4. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 513百万円

(注) 上記の金額は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識するものうち、当事業年度末時点で進捗度が100%未満の履行義務に係る売上高の金額であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識」に記載した内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,004百万円
短期金銭債務	1百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,521百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

売上高	0百万円
仕入高	14百万円
その他の営業取引高	3百万円
営業取引以外の取引高	11百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 期 首 残 高	増 加	減 少	当 期 末 残 高
	株	株	株	株
普通株式	215,420	647	—	216,067
合 計	215,420	647	—	216,067

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式の無償取得による増加 647株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウェア	225百万円
新株予約権	26百万円
資産除去債務	17百万円
賞与引当金	13百万円
未払事業税	10百万円
電話加入権	6百万円
敷金及び保証金	6百万円
建物	4百万円
減損損失	4百万円
未払費用	4百万円
未払金	1百万円
未払事業所税	1百万円
棚卸資産	1百万円
その他	3百万円
繰延税金資産小計	327百万円
評価性引当額	△62百万円
繰延税金資産合計	265百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	10百万円
繰延税金負債合計	10百万円
繰延税金資産の純額	254百万円

(表示方法の変更)

前事業年度において、「繰延税金資産」の「その他」に含めておりました「未払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。また、前事業年度において独立掲記しておりました繰延税金資産の「貸倒引当金」及び「工具、器具及び備品」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社南大阪電子 計算センター	(所有) 直接100.0	役員 の 兼任	経営指導料 の受取	7	流動資産 「その他」 (未収入金)	0
子会社	株式会社シナジー	(所有) 直接100.0	役員 の 兼任 資金の 援助	資金の貸付	1,000	関係会社 短期貸付金	1,000
				利息の受取	4	流動資産 「その他」 (未収収益)	4

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導料については、業務内容を勘案し、協議の上決定しております。

資金の貸付については、市場金利及び取引条件等を勘案して利率を合理的に決定しており、事業の運転資金として、当社より直接貸付けております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	688円54銭
1株当たり当期純利益	66円44銭